

寺 島	経営体育成基盤整備事業	平成二十年二月二十二日
羽 生	特定農業用管水路等特別対策事業	平成十九年十月三十日
山 下	特定農業用管水路等特別対策事業	平成二十年三月二十八日

宮城県告示第六百一十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十年五月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 解除に係る保安林の所在場所
 気仙沼市波路上杉ノ下二の一、二の五、波路上向原四の三・四の四（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的
 潮害の防備

三 解除の理由

河川管理施設用地とするため

（次の図）は、省略し、その図面を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び気仙沼市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮城県告示第六百一十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により、次のように保安林の指定施設要件を変更する予定である旨、平成二十年五月一日付け十九森整第七百十号で関係者あて通知したところ、次の者は、所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により、通知の内容を加美町役場に掲示するとともに、その要旨を次のとおり告示する。

平成二十年五月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定施設要件の変更に係る保安林の所在場所

加美郡加美町北川内字小川入一の一から一の三まで、一の四（次の図に示す部分に限る。）
 一の五、一の六、一の九、一の一〇、一の一一、一の一二、一の一四（次の図に示す部分に限る。）
 一の二六から一の三二まで、一の二八から一の三五まで、一の三七から一の四四まで、一の四八、一

の五一、一の五二

二 所在が不明である者の住所氏名

（一）加美郡加美町北川内字金山屋敷一番地 尾形栄鏡

（二）加美郡加美町北川内字前の原屋敷四番地 橋本穂

三 通知の内容

一の森林について、平成二十年五月二日宮城県告示第五百二十号で告示したとおり保安林の指定施設要件を変更する予定である。

宮城県告示第六百一十号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次の建設業の許可を取り消した。

平成二十年五月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 許可を取り消した年月日

平成二十年五月二十日

二 商号又は名称等

株式会社中島組 中島 廣二郎	石巻市羽黒町一丁目二 十七	建設業 許 可 番 号 特、十八 第三百六十一	申請区分及び許可 を取り消した建設 工事の種類 全部廃業 一 建設業 土木工業 とび・土工工業 石工工業 ほ装工業 しゅんせつ工業 塗装工業 水道施設工業	平成二十年 四月二十三日
有限会社迫建設 及川 勝雄	登米市迫町佐沼字新駒 木袋三百五十五・一	建設業 許 可 番 号 特、十八 第三百六十一	申請区分及び許可 を取り消した建設 工事の種類 全部廃業 一 建設業 土木工業 とび・土工工業 石工工業 ほ装工業 しゅんせつ工業 塗装工業 水道施設工業	平成二十年 四月二十三日

小野 寛 小野工務店株式会社	栗原市鶯沢袋寺畑前百二十	般・十七号 第七百二十六号	全部廃業 一般建設業 建築工事業 大工工事業 屋根工事業 タイル・れんが・ブロック工事業 内装仕上工事業	平成二十年 四月二十二日
鳴子土建株式会社 遊佐 亘	大崎市鳴子温泉字上嶋子八十一	般・十八号 第二千二百七十四号	全部廃業 一般建設業 土木工事業 建築工事業 大工工事業 とび・土工事業 石工事業 管工事業 タイル・れんが・ブロック工事業 鋼構造物工事業 鉄筋工事業 ほ装工事業 しゅんせつ工事業 塗装工事業 造園工事業 水道施設工事業	平成二十年 四月二十五日
株式会社鈴木建設 鈴木 洋志	刈田郡蔵王町宮字井戸前八十五・二	般・十九号 第九千八百十六号	一部廃業 一般建設業 造園工事業	平成二十年 四月十六日
株式会社東北ダルトン 柴田 秀勝	仙台市宮城野区宮千代一丁目十・十三	般・十五号 第一万五千八百七十七号	全部廃業 一般建設業 管工事業 内装仕上工事業 機械器具設置工事業	平成二十年 四月二十三日
有限会社オイカワ技建 及川 勝治郎	登米市東和町米川字山根百九十二	般・十六号 第一万五千六百五十八号	全部廃業 一般建設業 土木工事業 とび・土工事業 管工事業 ほ装工事業	平成二十年 四月十八日
大和恵商事株式会社 伊藤 恵子	仙台市太白区中田二丁目十四・十五	般・十七号 第六十七号	全部廃業 一般建設業	平成二十年 四月二十五日
有限会社キタハラ 武田 三夫	塩竈市向ヶ丘十一・六百一 DANROMANイサワ二 百一	般・十七号 第一万六千六百十六号	全部廃業 一般建設業 塗装工事業 防水工事業	平成二十年 四月三十日
株式会社フジ建 藤原 誠	気仙沼市上田中一丁目二・十五	般・十六号 第七十九号	全部廃業 一般建設業 建築工事業	平成二十年 四月十六日

協和内装有限公司 社 佐藤 和広	黒川郡富谷町日吉台二丁目十六・六	般・十七号 第一万七千五百六十九号	全部廃業 一般建設業 建築工事業 大工工事業 屋根工事業 タイル・れんが・ブロック工事業 内装仕上工事業	平成二十年 四月十七日
---------------------	------------------	----------------------	------------------------------------------------------------------------	----------------

三 許可取消しの原因

建設業に係る廃業等の届出があり、建設業法第二十九条第一項第四号に該当

○宮城県告示第六百四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第一項の規定により、次のとおり土地改良事業の施行に伴う工事を完了した旨の届出があった。

平成二十年五月二十七日

宮城県大河原地方振興事務所
所 長 土 井 敏

届出者の名称	地区名	事業の名称	工事完了年月日
川崎町	清水河原	元気な地域づくり交付金事業	平成二十年三月十九日

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

平成二十年五月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 落札に係る物品の名称及び数量 A重油（JIS一種二号） 百二十キロリットル
- 二 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地 農林水産部水産振興課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号
- 三 落札者を決定した日 平成二十年五月一日
- 四 落札者の名称及び所在地 株式会社気仙沼商会 気仙沼市魚市場前四番二十一号
- 五 落札金額 一千百十五万一千円
- 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 七 入札の公告を行った日 平成二十年三月二十一日

公安委員会

○宮城県公安委員会告示第85号
 警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施する。
 平成20年5月27日

宮城県公安委員会

委員長 藤 三郎 助

1 講習に係る警備業務の区分及び実施期日

- (1) 警備業務の区分
 法第2条第1項第1号に規定する警備業務（以下「1号警備業務」という。）
- (2) 実施期日

平成20年7月2日（水）から平成20年7月10日（木）まで（土・日曜日を除く。）の7日間
 （7月2日から同月9日までの土・日曜日を除く6日間は、午前9時30分から午後4時50分まで、同月10日は、午前9時00分から午後2時20分までとし、午後2時30分から修了審査を実施する。）

2 実施場所

仙台市泉区天神沢1丁目4番11号

社団法人宮城県警備業協会

3 受講定員

40人

4 受講対象者

受講対象者は、受講申込日において、次のいずれかに該当する者

- (1) 最近5年間に1号警備業務に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
- (2) 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定期則」という。）第4条に規定する1級の検定（1号警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者
- (3) 検定期則第4条に規定する2級の検定（1号警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上1号警備業務に従事しているもの
- (4) 検定期則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定期則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（1号警備

業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。）に合格した者

- (5) 旧検定期則第1条第2項に規定する2級の検定（1号警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上1号警備業務に従事しているもの

5 受講手続

- (1) 申込み受付期間

平成20年6月12日（木）から平成20年6月25日（水）まで（土・日曜日を除く。）の10日間
 （毎日午前9時から午後5時00分まで）。ただし、先着順に受け付け、受講定員に達した場合は、受付期間内であっても締め切る。

- (2) 申込書の提出先

宮城県内の各警察署生活安全課
 なお、郵送による提出は受け付けない。

- (3) 提出書類

ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書 1通及び受講対象者に該当することを疎明する書面
 イ 受講対象者に該当することを疎明する書面は次のとおりとする。

- (ア) 前記4 - (1)に該当する者

最近5年間に、1号警備業務に従事した期間が通算して3年以上であることを疎明する警備業者が作成する警備業務従事証明書（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書

- (イ) 前記4 - (2)に該当する者

1級検定の合格証明書の写し

- (ウ) 前記4 - (3)に該当する者

2級検定の合格証明書の写し及び当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上1号警備業務に従事していることを疎明する警備業務従事証明書

- (エ) 前記4 - (4)に該当する者

旧1級検定の旧検定期則第8条の合格証の写し

- (オ) 前記4 - (5)に該当する者

旧2級検定の旧検定期則第8条の合格証の写し及び当該検定に合格した後、継続して1年以上1号警備業務に従事していることを疎明する警備業務従事証明書

ウ 代理人が提出する場合は本人からの委任状

- (4) 受講手数料

公安委員会関係手数料条例、平成12年条例第21号、第2条第1項の表第63の項に基づき、47,000

<p>1661 堀</p>	<p>円の額に相当する宮城県収入証紙により受請申込時に納付すること。</p> <p>なお、既納の受請手数料は、還付しない。</p> <p>6 講習の委託先 仙台市泉区天神沢1丁目4番11号 社団法人宮城県警備業協会</p> <p>7 その他 講習に関する問い合わせ先 警察本部生活安全部生活環境課（電話番号022-221-7171 内線3184）</p> <p>○宮城県公安委員会告示第86号 警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号）附則第5条に規定する審査のうち、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）附則第7条第1項の規定による検定合格者審査（以下「審査」という。）を次のとおり実施する。</p> <p>平成20年5月27日</p> <p>宮城県公安委員会 委員長 藤 三郎 助</p>	<p>4 審査定員 前記1に掲げる警備業務の種類ごとに1級・2級それぞれ30人</p> <p>5 審査対象者 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める者とする。ただし、検定期則附則第7条第2項の規定により学科試験及び実技試験の全部を免除される者を除く。</p> <p>(1) 交通誘導警備業務1級 検定期則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定期則」という。）第1条第1項に規定する検定（以下「旧検定」という。）の交通誘導警備に係る同条第2項に規定する1級（以下「旧1級検定」という。）に合格した者</p> <p>(2) 核燃料物質等危険物運搬警備業務1級 旧検定の核燃料物質等運搬警備に係る旧1級検定に合格した者</p> <p>(3) 貴重品運搬警備業務1級 旧検定の貴重品運搬警備に係る旧1級検定に合格した者</p> <p>(4) 交通誘導警備業務2級 旧検定の交通誘導警備に係る旧1級検定又は旧検定期則第1条第2項に規定する2級（以下「旧2級検定」という。）に合格した者</p> <p>(5) 核燃料物質等危険物運搬警備業務2級 旧検定の核燃料物質等運搬警備に係る旧1級検定又は旧2級検定に合格した者</p> <p>(6) 貴重品運搬警備業務2級 旧検定の貴重品運搬警備に係る旧1級検定又は旧2級検定に合格した者</p> <p>6 審査内容 審査を受けようとする種別の警備業務に関する知識及び能力に係る学科試験及び実技試験（学科試験は実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験は行わない。）</p> <p>7 審査申請手続</p> <p>(1) 審査申請の受付期間 平成20年6月6日（金）から平成20年6月19日（木）まで（土・日曜日は除く。）の10日間（毎日午前9時から午後5時00分まで）。ただし、先着順に受け付け、審査定員に達した場合は、受付期間内であっても締め切る。</p> <p>(2) 申請書の提出先 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める警察署生活安全課とする。ただし、郵送による提出</p>
<p>1662 堀</p>	<p>1 審査に係る警備業務の種類及び級</p> <p>(1) 検定期則第1条第4号に規定する工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故の発生を警戒し、防止する業務（交通の誘導に係るものに限る。以下「交通誘導警備業務」という。）に係る1級及び2級</p> <p>(2) 検定期則第1条第5号に規定する運搬中の核燃料物質等危険物に係る盗難等の事故の発生を警戒し、防止する業務（以下「核燃料物質等危険物運搬警備業務」という。）に係る1級及び2級</p> <p>(3) 検定期則第1条第6号に規定する運搬中の現金、貴金属、有価証券等に係る盗難等の事故の発生を警戒し、防止する業務（以下「貴重品運搬警備業務」という。）に係る1級及び2級</p> <p>2 実施期日</p> <p>(1) 前記1に掲げる警備業務の種類に係る1級の審査 平成20年6月27日（金）午前9時30分から午後1時00分まで</p> <p>(2) 前記1に掲げる警備業務の種類に係る2級の審査 平成20年6月27日（金）午後1時30分から午後5時00分まで</p> <p>3 実施場所 仙台市泉区高森2丁目1番地の39 仙台地域職業訓練センター</p>	
<p>1663 堀</p>	<p>1663 堀</p>	

は受け付けない。

ア 宮城県内に住所地を有する者

住所地を管轄する警察署生活安全課

イ 宮城県内に住所地を有しない警備員で、宮城県内の営業所に属しているもの

属する営業所の所在地を管轄する警察署生活安全課

ウ 宮城県内に住所地を有する警備員で、宮城県内の営業所に属しているもの

住所地又は属する営業所の所在地を管轄する警察署生活安全課

エ 前記アからウのいずれにも該当しない者で、宮城県公安委員会から旧検定期則第8条の合格

証（以下「旧検定合格証」という。）の交付を受けているもの

旧検定合格証の交付を受けた警察署生活安全課

(3) 提出書類

ア 審査申請書（検定期則別記様式） 1通

イ 旧検定合格証の写し 1通

ウ 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルで、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの。） 1葉

エ その他

イ その他

イ その他

イ その他

イ その他

イ その他

イ その他

イ その他

(4) 審査手数料

公安委員会関係手数料条例（平成12年条例第21号）第2条第1項の表第70の2項に基づき、

4,700円の額に相当する宮城県収入証紙により申請時に納付すること。

なお、既納の審査手数料は、還付しない。

8 審査の実施に関し必要な事項

審査に係る学科試験及び実技試験を受験するときは、当該審査に係る旧検定合格証を持参すること。

と。

9 その他

審査に関する問い合わせ先 警察本部生活安全部生活環境課（電話番号022-221-7171 内線